

○周南市立学校情報セキュリティ基本方針

周南市立学校情報セキュリティ基本方針（平成28年1月1日制定）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この基本方針は、本市の情報セキュリティポリシーに準じ、本市の学校教育に係る情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するために実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- （2） 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- （3） 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- （4） 学校情報セキュリティポリシー この基本方針及び周南市立学校情報セキュリティ対策基準をいう。
- （5） 機密性 情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- （6） 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- （7） 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- （8） 校務系情報 児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教員の個人情報など、学校等が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報をいう。
- （9） 学習系情報 児童生徒のワークシート、作品など、学校等が保有する情報資産のうち、それら情報を教育活動において活用することを想定しており、かつ当

該情報に教員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報をいう。

(10) 校務系システム 校務系情報を取り扱うネットワーク、サーバ及び端末から構成されるシステム（校務系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムを含む。）をいう。

(11) 学習系システム 学習系情報を取り扱うネットワーク、サーバ、児童生徒が利用する学習者用端末、及び教員が学習系情報へのアクセスに用いる指導者用端末から構成されるシステム（学習系情報を扱う上で、適切なアクセス権が設定された領域で利用されるシステムを含む。）をいう。

(12) 学校情報システム 校務系システム及び学習系システムを合わせた総称

(13) 約款による外部サービス インターネット上に約款を掲示し、同意した利用者に対して情報処理機能を提供するサービス（電子メール及びファイルストレージ、ファイル転送サービス等）であり、利用者が情報の作成、保存、送信等を行うものをいう。ただし、利用者が必要とする情報セキュリティに関する十分な条件設定の余地があるものを除く。

（対象となる脅威）

第3条 情報資産に対する脅威として、次に掲げる脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的・偶発的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

(4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

（適用範囲）

第4条 学校情報セキュリティポリシーが適用される学校等は、次のとおりとする。

- (1) 周南市立小学校
- (2) 周南市立中学校
- (3) 周南市教育支援センター
- (4) 周南市教育研究センター
- (5) 学校情報システムを所管する教育部課室（学校情報システムを所管する教育部課室については、学校情報システムの開発・保守・運用に係る事項を学校情報セキュリティポリシーの対象範囲とし、その他の範囲は、周南市が定める周南市情報セキュリティポリシーを適用するものとする。）

2 学校情報セキュリティポリシーが対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- (1) 前項の学校等で取り扱う校務系情報及び学習系情報
- (2) 学校情報システム及びその構成要素（これらに関する設備を含む。）
- (3) 学校情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書（教職員等の遵守義務）

第5条 前条第1項に示す学校等に所属する教職員等（以下「教職員等」という。）

は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行にあたって学校情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。また、教職員等は、学校情報セキュリティポリシーのみならず、関連する法律・条例等についてもこれを遵守しなければならない。

（情報セキュリティ対策の体系）

第6条 情報セキュリティの管理・運用で使用する文書・記録の体系は、次の各号のとおりとする。

- (1) 学校情報セキュリティ基本方針 学校等の情報セキュリティ管理・運用を実現するための基本的な考え方であり、文書体系の最上位に位置する。
- (2) 学校情報セキュリティ対策基準 学校情報セキュリティ基本方針に基づき、情報セキュリティ対策を実施するにあたって、準拠すべき管理策を定める。
- (3) 学校情報セキュリティ実施手順 学校情報セキュリティ対策基準で定める管理策に基づき、各学校等の情報セキュリティ管理・運用に関する具体的な内容・方式・手続・様式等を定める。なお、学校情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより本市の学校教育に支障を及ぼすおそれのある情報資産であることか

ら、非公開の扱いとする。

(情報セキュリティ対策)

第7条 第3条に示す脅威から情報資産を保護するために、次の情報セキュリティ対策を講じる。

- (1) 情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。
- (2) 学校情報セキュリティポリシーの適用対象とする情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を実施する。
- (3) サーバ、パソコン教室、通信回線及び教職員等の端末等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (4) 情報セキュリティに関し、教職員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。
- (5) コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。
- (6) 情報システムの監視、学校情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、学校情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、周南市立学校情報セキュリティ緊急時対応に係る要領を策定する。
- (7) 業務委託を行う場合には、委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。
- (8) 外部サービスを利用する場合には、利用にかかる手順を整備し対策を講じる。
- (9) ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(監査及び自己点検)

第8条 学校情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(学校情報セキュリティポリシーの見直し)

第9条 情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、学校情報セキュリティポリシー

の見直しが必要になった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、学校情報セキュリティポリシーを見直す。

附 則

この基本方針は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和6年2月1日から施行する。